

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

平成十四年十二月二十七日

福岡県条例第七十九号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例をここに公布する。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

福岡県公害防止条例(昭和四十五年福岡県条例第二十七号)の全部を改正する。

目次

第一章	総則(第一条—第六条)
第二章	特定施設の届出等(第七条—第十二条)
第三章	大気(第十三条—第二十二條)
第四章	水質の保全
第一節	水質汚濁の防止(第二十三条—第二十八條)
第二節	地下水の水質の保全(第二十九条—第三十一条)
第三節	事故発生時の措置(第三十二条・第三十三条)
第五章	騒音又は振動の防止(第三十四条—第三十七條)
第六章	その他の生活環境への負荷の低減(第三十八条—第四十条)
第七章	雑則(第四十一条—第四十四条)
第八章	罰則(第四十五条—第五十七條)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保する上において、生活環境の保全上の支障を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止及び生活環境への負荷の低減について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「生活環境への負荷」とは、人の活動により生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に加えられる影響であつて、生活環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気(汚染、水質(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。))、土壌(汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(一号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの(以下「有害大気物質」という。)

4 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

5 この条例において「汚水」とは、工場又は事業場から排出される水又は廃液であつて、次の各号のいずれかの要件を備えるものをいう。

- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
- 二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

6 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん若しくは汚水を排出する施設又は騒音若しくは振動を発生する施設(以下「排出施設」という。)であつて規則で定めるものをいう。

7 この条例において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

8 この条例において「排水」とは、汚水に係る特定事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水をいう。

(県の責務)

第三条 県は、公害防止のために必要な規制、監視測定体制の整備、調査の実施、科学技術の振興、知識の普及及び施設の整備、地域開発施策における公害防止の配慮その他の公害防止施策及び生活環境への負荷を低減するための施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に努めなければならない。

2 県は、事業活動を行うに当たっては、公害の防止及び生活環境への負荷の低減に資するよう、自ら率先して努めなければならない。

3 県は、他の地方公共団体と協力して広域にわたる施策を実施することにより、生活環境保全上の支障の防止に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、生活環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用又は廃棄されることによる公害の発生防止に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、公害の防止及び生活環境への負荷の低減のため、従業員の教育その他管理体制の整備に努めなければならない。

4 事業者は、県が実施する公害の防止及び生活環境への負荷の低減のための施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、生活環境への負荷を低減し、及び公害を発生させることがないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する公害の防止及び生活環境への負荷の低減のための施策に協力しなければならない。

(意見の聴取)

第六条 知事は、次に掲げる場合は、福岡県環境審議会の意見を聴かななければならない。

一 有害大気物質及び有害物質を定め、又はこれらを変更しようとする場合

二 特定施設を定め、又はこれらを変更しようとする場合

三 第十三条に規定する排出基準、第十四条に規定する基準、第二十三条に規定する排水基準及び第三十四条に規定する規制基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合

第二章 特定施設の届出等

(特定施設の設置の届出)

第七条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、騒音又は振動に係る特定施設については、工事の開始の日の三十日前までに届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 次のイからホまでに掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める事項

イ ばい煙に係る特定施設

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用の方法

(3) ばい煙の処理の方法

ロ 粉じんに係る特定施設

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用及び管理の方法

ハ 汚水に係る特定施設

(1) 特定施設の構造

(2) 特定施設の使用の方法

(3) 汚水の処理の方法

(4) 排水の汚染状態及び量

ニ 騒音に係る特定施設

(1) 特定施設の種類ごとの数

(2) 騒音の防止の方法

ホ 振動に係る特定施設

(1) 特定施設の能力ごとの数

(2) 振動の防止の方法

(3) 特定施設の使用の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第八条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(変更等の届出)

第九条 第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第七条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十条 知事は、ばい煙又は汚水に係る特定施設について第七条第一項又は前条第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る当該特定施設から排出されるばい煙の量又は排出水の汚染状態が、それぞれ第十三条の排出基準又は第二十三条の排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条第二項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第七条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、騒音又は振動に係る特定施設について第七条第一項又は前条第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定事業場において発生する騒音又は振動が第三十四条の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第十一条 ばい煙又は汚水に係る特定施設について第七条第一項の規定による届出をした者又は第九条第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(承継)

第十二条 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第三章 大気の保全

(ばい煙に係る排出基準の設定)

第十三条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙について、規則で定める。

2 前項の排出基準は、いおう酸化物については第一号、ばいじんについては第二号、有害大気物質については第三号に掲げる許容限度とする。

一 排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、排出口の高さ(規則で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定める許容限度

二 排出口から大気中に排出されるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 排出口から大気中に排出される有害大気物質の量について、有害大気物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

(粉じんに係る基準の設定)

第十四条 粉じんに係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準は、規則で定める。

(ばい煙に係る排出の制限)

第十五条 ばい煙に係る特定施設からばい煙を排出する者は、当該特定施設の排出口において第十三条の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から排出されるばい煙については、当該施設が特定施設となった日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間)は適用しない。

(粉じんに係る基準の遵守義務)

第十六条 粉じんに係る特定施設の設置者は、当該特定施設に係る第十四条の規定による構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(ばい煙に係る改善命令等)

第十七条 知事は、ばい煙に係る特定施設からばい煙を排出する者が当該特定施設の排出口において第十三条の規定による排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該排出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(粉じんに係る基準適合命令等)

第十八条 知事は、粉じんに係る特定施設の設置者が第十四条の規定による基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設について当該基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(猶予の準用)

第十九条 第十五条第二項の規定は、前二条の規定による命令について準用する。

(ばい煙量の測定等)

第二十条 ばい煙に係る特定施設の設置者が当該特定施設からばい煙を排出する者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(緊急時の措置)

第二十一条 知事は、大気の汚染が著しくなるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該大気の汚染を著しくするおそれがあると認められる者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

(公害防止上の特別措置)

第二十二条 知事は、ばい煙の排出施設が多数設置され、又は設置されることが予測される場合において、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、ばい煙の排出者又はばい煙の排出施設を設置しようとする者に対し、使用燃料の変更その他のばい煙排出量削減計画の提出を求め、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づく環境基準を考慮して行うものとする。

第四章 水質の保全

第一節 水質汚濁の防止

(排水基準の設定)

第二十三条 排水基準は、排出水の汚染状態について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、第二条第五項第二号に規定する項目について項目ごとの量又は程度について定める許容限度とする。

(排出水に係る排出の制限)

第二十四条 排出水を排出する者は、当該特定事業場の排水口において前条の排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の特定事業場(設置の工事を行っている工場又は事業場を含み、既に前条の排水基準が適用されている特定事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から一年間は適用しない。

(排出水に係る改善命令等)

第二十五条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が特定事業場の排水口において第二十三条の排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

(猶予の準用)

第二十六条 第二十四条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第二十七条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(公害防止上の特別措置の準用)

第二十八条 第二十二条第一項及び第二項の規定は、汚水に係る排出施設について準用する。この場合において、同条第一項中「ばい煙」とあるのは「汚水」と、「使用燃料の変更その他のばい煙排出量削減計画」とあるのは「汚水の処理の方法の改善その他の排出される水の汚染状態の改善計画」と読み替えるものとする。

第二節 地下水の水質の保全

(有害物質を含む水の地下への浸透制限)

第二十九条 工場又は事業場(水質汚濁防止法第二条第七項に規定する有害物質使用特定事業場を除く。)の設置者は、有害物質の量に関する要件その他の規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させてはならない。

(改善命令)

第三十条 知事は、前条に規定する工場又は事業場の設置者が、前条に規定する水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該水の地下浸透の停止又は当該地下浸透に係る施設の必要な改善を命ずることができる。

(地下水の水質浄化に係る措置命令)

第三十一条 知事は、工場又は事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透(水質汚濁防止法第十四条の三に規定する地下浸透を除く。)があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するために必要な限度において、当該工場又は事業場の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該工場又は事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 知事は、前項本文に規定する場合において、同項の浸透があつた時において当該工場又は事業場の設置者であつた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置を講ずることを命ずることができる。

3 工場又は事業場の設置者(工場若しくは事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併

若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該工場又は事業場について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

第三節 事故発生時の措置

(水質汚濁に係る事故発生時の措置)

第三十二条 工場若しくは事業場又は重油その他の規則で定める油(以下「油」という。)を貯留する規則で定める施設(以下「貯油施設」という。)の設置者(水質汚濁防止法第十四条の二の規定の適用がある者を除く。)は、当該工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油の排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する事故が生じた場合において、当該工場若しくは事業場又は貯油施設の設置者が同項に定める応急措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急措置を講ずることを命ずることができる。

(措置命令)

第三十三条 知事は、工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、現に人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該工場若しくは事業場又は貯油施設の設置者に対し、その被害を防止するための必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 事故により有害物質又は油が流出した公共用水域が海域(港則法(昭和三十二年法律第七十四号)に基づく港の区域を含む。)又は河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川である場合は、前項の規定は適用しない。

第五章 騒音又は振動の防止

(規制基準の設定)

第三十四条 騒音及び振動に係る規制基準は、騒音又は振動に係る特定事業場から発生する騒音又は振動の許容限度とし、それぞれ規則で定める。

(規制基準の遵守義務)

第三十五条 騒音又は振動に係る特定施設を設置している者は、当該特定事業場に係る前条の規定による規制基準を遵守しなければならない。

(騒音及び振動に係る改善勧告及び改善命令)

第三十六条 知事は、騒音又は振動に係る特定施設の設置者が第三十四条の規定による規制基準に適合しない騒音又は振動を発生させることにより、その周辺の生活環境に支障が生じていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設に係る騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第十条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(猶予)

第三十七条 前条の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の特定事業場(設置の工事をしていない工場又は事業場を含み、既に第三十四条の規定による規制基準が適用されている特定事業場を除く。)から発生する騒音又は振動については、当該施設が特定施設となった日から三年間は適用しない。

第六章 その他の生活環境への負荷の低減

(自動車使用時等における配慮)

第三十八条 何人も、自動車(道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)を使用しようとするときは輸送効率の向上を図り、並びに車両の必要な整備及び環境に配慮した運転を行うほか、公共交通機関の利用を図ること等により、自動車からの排出ガス又は騒音による生活環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 何人も、自動車を購入しようとするときは、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が少ない自動車その他の生活環境への負荷が少ない自動車を購入するよう努めなければならない。

(生活排水による水質汚濁の防止)

第三十九条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等を心がけることにより、日常生活に伴う水質の汚濁の防止に努めなければならない。

2 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排水を除く。))をいう。以下同じ。)を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽(浄化槽法(昭和三十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽をいう。)又は集合処理施設(農業集落排水施設その他複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)を経由して公共用水域へ排出させるなど、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(屋外焼却行為の制限)

第四十条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂その他の規則で定める物を屋外で焼却し、煙又は悪臭を発生させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する焼却行為については、この限りでない。

一 規則で定める構造を有する焼却設備を用いて行う焼却行為

二 公益上又は地域の慣習上行われる焼却行為その他の規則で定める焼却行為

2 知事は、前項の規定に違反して焼却行為が行われていることにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該焼却行為を行っている者に対し、当該焼却行為の中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 何人も、第一項の規則で定める物以外の物であっても、みだりに屋外において焼却してはならない。

第七章 雑則

(基準の定めがない公害等の措置)

第四十一条 知事は、法令(この条例を含む。)において排出基準、規制基準等の定めがない排出施設から排出される物質等により公害が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該排出施設の設置者に対し、公害の発生の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(報告及び検査)

第四十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第二十九条若しくは第三十一条に規定する地下浸透が生じた工場若しくは事業場、第三十二条に規定する事故が発生した工場若しくは事業場若しくは貯油施設が設置される土地若しくは建物若しくは第四十条に規定する屋外における焼却行為が行われた土地に立ち入り、帳簿書類、関係施設その他の物件を検査させ、又はこれらの施設の設置者、第二十九条若しくは第三十一条に規定する水を地下に浸透させた者若しくは焼却行為を行った者に対し必要な事項の報告を求めることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(援助)

第四十三条 県は、事業者が行う公害の防止及び生活環境の保全上の支障を防止するために必要な施設の整備について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(市町村条例との関係)

第四十四条 この条例の規定は、この条例の規定に相当する市町村の条例の規定が適用される当該市町村の区域には、適用しない。

2 前項の市町村の区域及び相当する規定は、規則で定める。

第八章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による命令に違反した者

二 第十七条又は第二十五条の規定による命令に違反した者

三 第三十条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

四 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

五 第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第四十六条 第三十六条第二項の規定による命令(振動に係る改善命令に限る。)に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十六条第二項の規定による命令(騒音に係る改善命令に限る。)に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第二十四条第一項の規定に違反した者

二 第十八条の規定による命令に違反した者

三 第三十二条第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮こ又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出(いずれもばい煙及び汚水に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 第七条第一項の規定による届出(振動に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第九条第二項の規定による届出(いずれも粉じんに係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設の届出を除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十一条第一項の規定に違反した者

四 第四十二条第一項の規定による報告(騒音又は振動に係る報告を除く。以下この号において同じ。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査(騒音又は振動に係る検査を除く。)を拒み、妨げ、若しく

は忌避した者

五 第四十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による届出(騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出(振動に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十二条第一項の規定による報告(振動に係る報告に限る。以下この号において同じ。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査(振動に係る検査に限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第九条第二項の規定による届出(騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十二条第一項の規定による報告(騒音に係る報告に限る。以下この号において同じ。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査(騒音に係る検査に限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設の届出を除く。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出(振動に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出(騒音に係る特定施設の届出に限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の福岡県公害防止条例の規定によって行った処分、手続その他の行為は、改正後の福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例中これに相当する規定があるときは、改正後の同条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 この条例の施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。